建物を建てる場合の手続きについて

建物を建てる場合には、都市計画区域内では原則としてすべてのものについて、それ以外の区域では用途や構造・規模などによって、建築基準法に基づく「建築確認申請書」の提出が必要であり、建築確認申請書の審査が終わり「確認済証」が交付されるまでは工事に着手することはできません。

また、工事が完了した時は工事完了検査が義務付けられていますので、「完了検査申請書」を提出し完了検査を受けることが必要です。

なお、在来軸組工法の木造住宅や階数が3以上の共同住宅を建築する場合には、 中間検査が必要となる場合がありますので、ご相談ください。

◇特に、都市計画区域内に建物を建てる場合には次のことについてもご注意ください。

- (1)敷地は建築基準法の道路に 2m 以上接すること。
- (2)敷地が接する道路の幅が 4m 未満のときは、市道や町道であっても建築が制限されることがあります。
- (3)建物の延べ面積と建築面積については、敷地面積に対する割合の限度が地域によって 定められています。
- (4)建物から敷地境界線までの距離や前面道路の幅などによって、建物の高さが制限されることがあります。

「※延べ面積 : 建築物の各階の床面積の合計

※建築面積 : 建築物の水平投影面積

■「建築確認申請書」を提出する窓口

- ◇申請先は、行政庁又は民間確認検査機関のいずれでもかまいませんが、計画敷地の位置によって提出する窓口が変わります。
- (※県内に事務所がある民間確認検査機関:日本ERI(株)高松支店、(株)香川県建築住宅センター)
 - ○計画敷地が高松市以外にある場合
 - ・ 県へ申請する場合 → 計画敷地の所在する市役所又は町役場の 建築確認申請担当課
 - 民間確認検査機関へ申請する場合 → 民間確認検査機関
 - 〇計画敷地が高松市内にある場合
 - 高松市へ申請する場合 → 高松市都市整備部建築指導課
 - 民間確認検査機関へ申請する場合 → 民間確認検査機関

■問い合わせ先

◇計画敷地が高松市以外にある場合

香川県土木部建築課建築指導室 審査・指導グループ (TEL:087-832-3611)

小豆総合事務所 用地管理課 建築指導担当(TEL:0879-62-1334)

長尾土木事務所 総務課 建築指導担当(TEL:0879-52-2588)

中讃土木事務所 総務課 建築指導担当(TEL:0877-46-3183)

西讃土木事務所 総務課 建築指導担当(TEL:0875-25-1001)

◇計画敷地が高松市内にある場合

高松市都市整備部建築指導課

(TEL:087-839-2488)